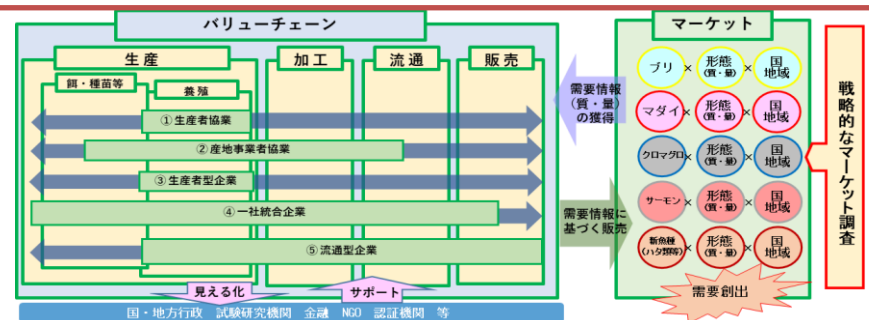


- 農林水産業・地域の活力創造プラン「水産政策の改革について」に基づき、令和2(2020)年7月に養殖業成長産業化総合戦略を策定。
- 総合戦略の下、国内外の需要の拡大が見込まれ、かつ我が国養殖業の強みを生かせる養殖品目を戦略的養殖品目に指定。
- 国内外のマーケットの拡大や海洋環境の変化も踏まえつつ、養殖業成長化総合戦略に基づき需要に応じた生産へのシフトを進めていく。

養殖業成長産業化総合戦略

- ・ 需要に応じた生産を行う「マーケットイン型養殖業」へ転換を推進。
- ・ 現場で行われている取組事例（5類型：①生産者協業、②産地事業者協業、③生産者型企业、④1社統合企業、⑤流通型企业）を踏まえ、生産・加工・流通・販売の各段階が連携・連結し、バリューチェーンの価値向上を目指す方向を提示。



＜戦略的養殖品目と成果目標＞

戦略的養殖品目	2030年生産目標	2030年輸出目標	対象マーケット	生産方向
ブリ類	24万トン	1,600億円	○ 北米市場の拡大、アジア・EU市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
マダイ	11万トン	600億円	○ アジア市場の拡大、EU等の市場、国内需要創出 等	○ 生産性向上による生産拡大、養殖管理の徹底やHACCP導入等
クロマグロ	2万トン	—	○ 国内市場の維持、アジア市場等の拡大	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
サケ・マス類	3～4万トン	—	○ 国内の輸入養殖サーモン市場の獲得	○ 日本でしか実現できない定時・定質・定量・定価格を追求する質の生産
新魚種(ハタ類等)	1～2万トン	—	○ アジア等市場の創出、国内天然魚需要の代替	○ 天然魚市場と差別化した生産体制の構築
ホタテガイ	21万トン	1,150億円	○ 北米市場の拡大、アジアを経由しない北米・EU輸出の創出 ○ 国内消費用途拡大による新規国内市場の創出	○ 品質と食の安全を高いレベルで実現する生産 ○ 高付加価値品の中国を経由しない輸出の拡大と生食以外の国内市場の掘り起こし
真珠	200億円(2027年)	472億円	○ 真珠の品質向上と需要の増進 ○ アジアや欧米等の海外市場の創出・拡大	○ 母貝の歩留まりや真珠の品質を高いレベルで実現する生産 ○ 海外市場の拡大と品質の高い真珠の安定供給による国内市場の掘り起こし

※真珠の生産目標については、真珠の振興に関する法律第2条第1項の規定に基づく「真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針」に基づき、平成39年の真珠養殖業の生産額の目標が200億円と定められているため、当該生産額を目標とする。

- 計画的に資源管理等に取り組む漁業者の経営安定を図るための漁業共済・漁業収入安定対策に加え、燃油・配合飼料の高騰対策を実施。
- 漁業収入安定対策は、漁業共済の対象となっている漁業種類(沿岸・沖合・遠洋漁業・養殖業)を対象。

漁業収入安定対策

資源管理への取組

計画的に資源管理等に取り組む漁業者に対し以下のような事業を実施。

<積立ぶらす>

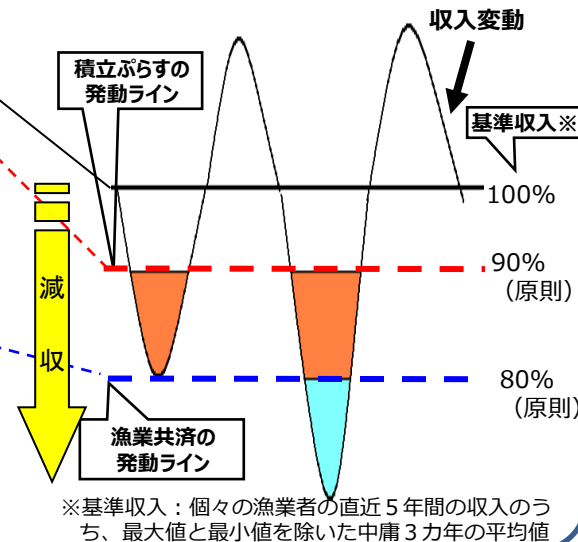
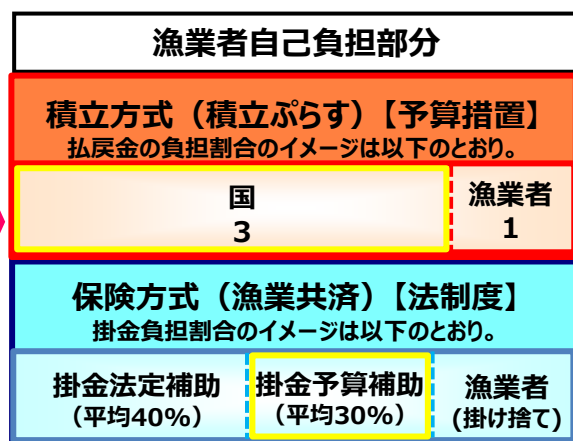
漁業者の収入が減少した場合に、漁業者が拠出した積立金と国費により補填。

<共済掛金の追加補助>

漁業者の共済掛金に対し上乗せ補助。

漁業収入安定対策事業の実施

<補填のイメージ>

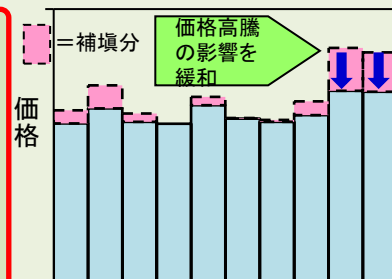


燃油や配合飼料の高騰に対する取組

- 漁業者と国が資金を積立

コスト対策の実施

- ✓ 燃油価格・配合飼料価格が、「7中5平均値」を超えた場合、超えた分を補填
- ✓ 燃油価格が、上記発動ラインを超えた場合、国の負担割合を段階的に高めて補填
- ✓ 燃油価格が急騰した場合に別途補填



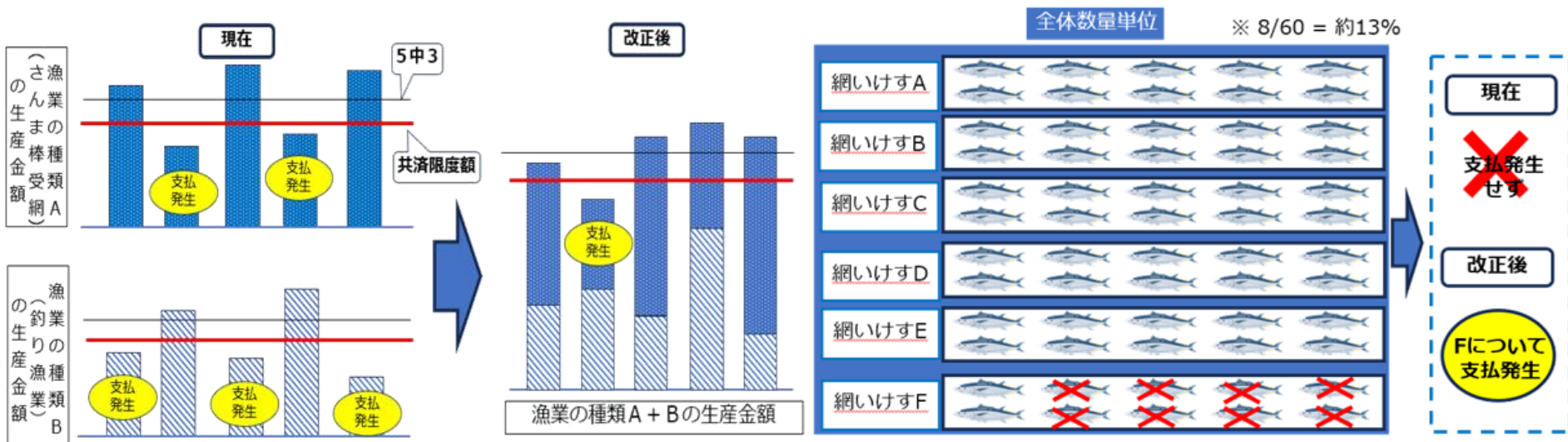
【漁業経営セーフティーネット構築事業】

- 現行の漁業共済は、近年の海洋環境の変化等によるサンマ、スルメイカ等の不漁など漁業経営の不安定性の増加を踏まえた複合的な漁業や、養殖業における需要に応じた養殖生産に取り組む漁業者のニーズに対し、十分に答えきれていない状況。
- このため、複合的な漁業に取り組む漁業者のセーフティネットとして、①複数の共済対象の漁業種類をまとめて締結できる契約方式の創設や、②共済対象外の漁業種類(ウニ、サザエ等の採貝採藻漁業)をカバーできる特約の追加、③養殖業の成長産業化に向けた養殖共済の支払要件を緩和する特約の追加等の措置を実施。
- 主要な規定は、令和8年4月1日から施行する予定。

漁業災害補償法の一部を改正する法律の概要

○複数の漁業種類をまとめて締結できる契約方式

○網いけす単位での損害状況に応じた共済金の支払方式を加える特約



○ 漁村では、全国平均を上回る早さでの人口減少や高齢化の進行等によって活力が低下しており、漁村のにぎわいを創出していくことが重要。

○ 豊かな自然や漁村ならではの地域資源の価値や魅力を活かした海業等の取組により、豊かさを実感し、地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要。

主な論点

- 漁村の人口減少や高齢化、漁業所得の減少などにより、地域の活力が低下
- 漁村の交流人口は約2千万人と「海業」は大きなポテンシャルを有し、その振興により地域の所得向上と雇用機会の確保を図ることが必要
- 海業の振興による地域の活性化には、人材・情報、地域資源・ストック、民間等の資金が必要

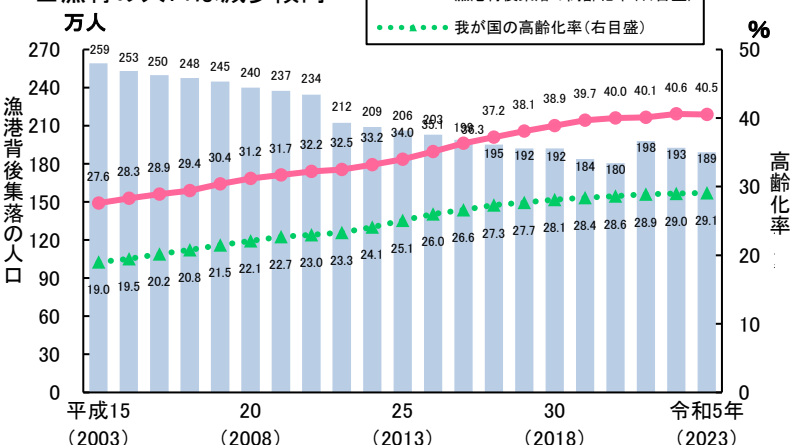
主な対応の方向性

- 漁港を地域活性化の拠点として最大限活用し、海業等の取組を推進
- 漁業所得の向上を目指す「浜プラン」の取組に、海業の取組も合わせて地域一体となって実施
- ポストコロナを見据えた渚泊やワーケーション等の交流人口や関係人口創出の取組を推進
- 地域活性化に必要な人材として、地域おこし協力隊等の外部人材の活用とともに、デジタル化を推進する必要

方向性のイメージ

● 地域資源と漁港を最大限に活用した海業等の取組を推進

■ 漁村の人口は減少傾向



資料：漁港背後集落の人口推移と高齢化率は水産庁調べ、全国の高齢化率は総務省

「人口推計」(国勢調査実施年は国勢調査人口による)

(注：1) 高齢化率とは、各区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

(注：2) 平成23(2011)～令和2(2020)年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手、宮城及び福島県の3県を除く。

■ 海業等の場として漁港を活用

海業

漁村の人々が、海や漁村に関する地域資源の価値や魅力を活用して所得機会の増大等を図る取組



水産物販売施設

漁村の魅力を活かした宿泊(渚泊)

岸壁前に立地するレストラン

調理体験

漁業体験

釣り体験

- 漁港について、漁業上の利用を前提として、その有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する漁港施設等活用事業制度を創設。
- 地域の理解と協力の下、漁業上の利用を確保した上で、漁港施設・水域・公共空地を有効活用し、水産物の消費増進や交流促進に資する事業を計画的に実施。

■ 漁港施設等活用事業（※1）の実施スキーム

基本方針【農林水産大臣】

- ・地域水産業の発展に資する漁港の役割や漁業上の利用の確保の考え方等を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- ・地域水産業の実態を踏まえ、事業の内容や区域等を決定
- ・漁業利用に支障を及ぼさないための措置
- ・漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス

申請

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- ・漁港管理者の計画の下、創意工夫を活かして事業計画（地域水産業の消費増進や交流促進）を策定
- ・漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

【長期安定的な事業環境の確保のための特別措置】

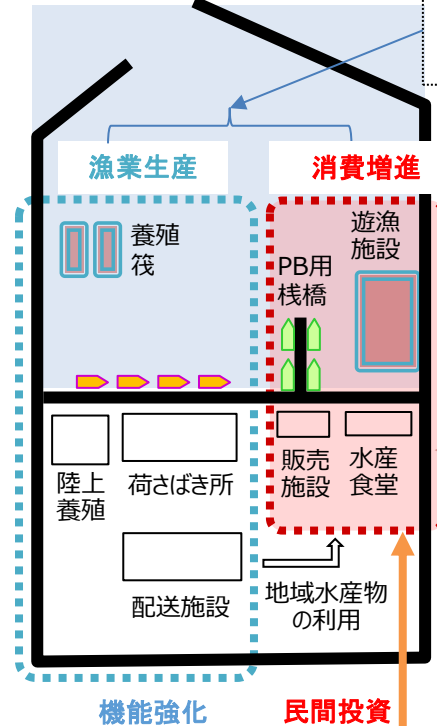
- ① 漁港施設（行政財産）の貸付け（最大30年）
- ② 漁港区域内の水域・公共空地の長期占用（最大30年）
- ③ 漁港水面施設運営権（みなし物権）（※2）の取得（最大10年、更新可）

※1 漁港施設等活用事業：漁港の漁業上の利用の確保に配慮しつつ、漁港施設、漁港区域内の水域、公共空地を活用し、当該漁港に係る水産業の発展及び水産物の安定に寄与する事業（水産物の消費増進、交流促進）

※2 漁港水面施設運営権：漁港施設等活用事業のうち、水面固有の資源を利用する遊漁や漁業体験活動、海洋環境に関する体験活動等の機会の提供を行うため、水面を占用して施設を設置し、運営する権利

本来機能を発揮しつつ
安定的な事業環境を整備

■ 事業イメージ



漁業利用と海業利用の輻輳を避けつつ、漁業生産活動と消費増進に資する取組が相乗的に地域水産業の発展を後押し。

交流促進



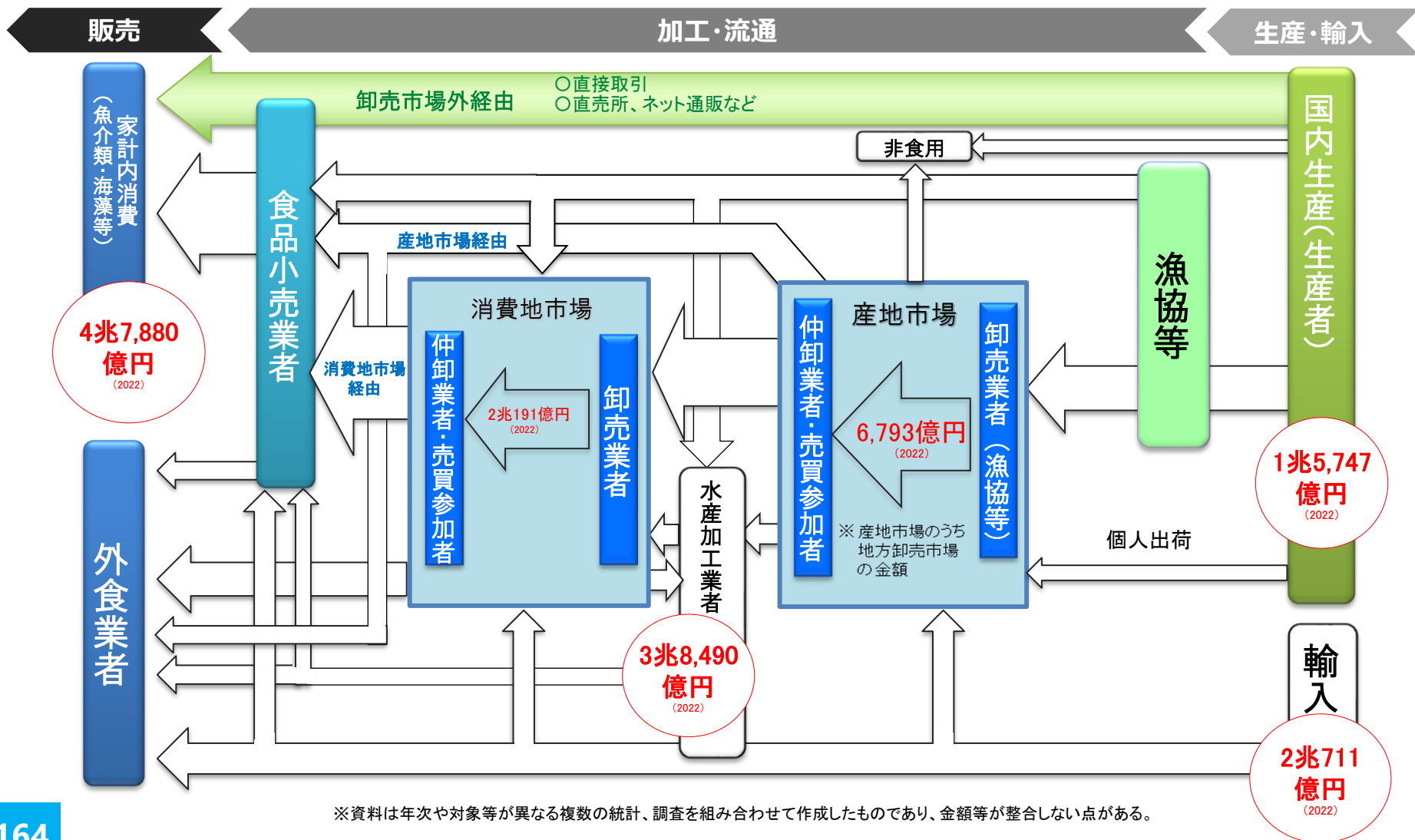
遊漁、漁業体験活動又は海洋環境に関する体験や学習の機会の提供
その他交流促進に資する事業

消費増進



販売施設又は飲食店の設置及び運営その他水産物の消費増進に資する事業

- 水産物は、水揚港に隣接する産地市場で集荷・仕分けされ、消費地に送られた後、消費地市場を通じて販売されるのが一般的。
- 近年では、小売・外食業者等と産地出荷業者との産地直送、漁業者から加工・小売・外食業者等への直接取引、インターネットを通じた消費者への生産者直売等、市場外流通が増加しつつある。



○我が国周辺水域では、漁業関係法令に基づく我が国漁船の操業に加え、二国間の漁業協定等に基づき外国漁船が操業。

○我が国漁船及び外国漁船に対して、指導・監督や監視・取締りを行うことで、国内法令や許可条件等を遵守させ、水産資源の保存管理と漁業秩序の維持に資する規制の実効性を担保。

○また、我が国の許可が必要な水域に外国漁船が侵入して違法操業を行うことのないよう、監視・取締りを実施。

水産庁による漁業取締りの実績（過去5年間）

	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
検挙件数 （うち外国漁船）	9 (1)	10 (0)	22 (1)	22 (1)	10 (1)
漁具押収件数※1	22	18	23	8	18
外国漁船に対する 立入検査数 （上記検挙数含む）※2	1	2	4	7	7
外国漁船に対する※3 公海乗船検査	0	3	12	16	24
日本海大和堆周辺水域に おける外国漁船に対する 退去警告延べ隻数 （うち放水措置）	4,394 (782)	582 (114)	38 (3)	68 (4)	78 (15)

※1 外国漁船が違法に設置したとみれる漁具。

※2 2025年時点で、我が国排他的経済水域への入漁が許可されているのは、ロシア漁船のみ。

※3 NPFC（北太平洋漁業委員会）及びWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）の規則等に基づき実施

水産庁の漁業取締船の隻数

官船



官船	トン数	隻数
	2000トン級	4
	900トン級	3
	500トン級	1
合計隻数	8隻	

用船



用船	トン数	隻数
	1000トン級	2
	500トン級	33
	沿岸用	2
合計隻数	37隻	

※用船：民間船を民間乗組員付きで借り上げ、漁業監督官が乗船して取締りを実施する漁業取締船

○ 水産資源の持続的利用を通じた水産業の産業としての持続的成長を実現するため、ICT・IoT等の先端技術を活用したスマート水産業を推進。

水産政策の改革を支えるスマート水産業の取組

○ 水産改革の
目指す将来像

◆ 政策の方向性

◆ 取組の方向性

◆ 具体的な取組

水産資源の持続的な利用を通じた水産業の成長産業化を図り、
漁業者の所得向上と年齢のバランスのとれた漁業就業構造を確立

水産資源の持続的な利用

水産業の成長産業化

資源評価の高度化

資源評価対象種の拡大
資源評価の精度向上

適切な管理措置の実施

漁獲報告の電子化
IQ管理への対応

漁業・養殖業の
生産性向上

流通構造の改革

○ 標本船（沿岸漁船）から
操業情報（投網回数や漁獲量等）・漁場環境情報（水温等）を**電子的に収集**する体制を構築

○ 漁協・産地市場から産地市場情報（**水揚げ情報**）を**電子的に収集**。各種報告等に活用
○ 広域資源管理サブシステム（TACシステム）をIQ管理に対応できるよう改修

○ 電子的漁獲報告体制の構築（大臣許可漁業から順次拡大）

○ 漁場予測技術の開発と漁業者への提供
○ ドローンを活用した漁場探索技術の開発実証
○ **ICTやAIを活用した養殖生産管理の高度化**
○ **ICTバイ等から取得**されたデータ等を用いて**赤潮発生予測情報**を提供
○ 浮沈式大規模沖合養殖の展開
○ 閉鎖循環式陸上養殖システムの実用化

○ 生産と加工・流通が連携し、ICT技術等の活用により水産バリューチェーン全体の生産に取り組むモデルを構築

○ **特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（水産流通適正化法）への対応**

○ 資源評価・管理の高度化と生産性の向上の双方に資するスマート水産業の取組を後押しするため水産業において複数のデータを連携・共有・活用可能となる体制を整え、これを推進